

日本地域学会機関誌等審査料規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会(以下、本学会)『地域学研究』(以下、『地域学研究』)学術論文等審査規程(以下、審査規定)第 7 条に基づき、同規程第 3 条に規定する投稿論文等もしくは発表論文等(以下、投稿・発表論文等)の審査料等について定める。

(審査料の前納制)

第 2 条 審査規定に基づき、投稿・発表論文等の『地域学研究』への掲載の可否を決定するための手続きを開始するためには、あらかじめ定められている審査料が事前に支払われていなければならない。

2. 前項に規定する審査料が支払われない間は、当該投稿・発表論文等の原稿等の受理はなされていないものとみなし、これを一時預かりとして取り扱う。

(徴収事務)

第 3 条 前条に規定する審査料の徴収事務等は、本学会事務局長(以下、事務局長)が執り行う。

(徴収の例外)

第 4 条 事務局長は、第 2 条の諸規定にかかわらず、外国に居住する者が投稿した投稿・発表論文等の審査料の免除を本学会理事会(以下、理事会)に諮ることができる。但し、事務局長は、当該投稿・発表論文等の著者が複数の場合にあつては、そのすべての者が外国に居住する場合に限り、当該審査料の免除を理事会に諮ることができる。

(審査料)

第 5 条 審査料の金額は、各年度ごとに理事会の承認を経て別に定める。

2. 当該年度の審査料の金額が前年度のそれと同じ場合には、前項に規定する承認はすでになされているものとみなす。

(請求権および支払責任者)

第 6 条 事務局長は、一時預かりの投稿・発表論文等の審査料の支払いを当該原稿の著者(以下、審査料支払責任者)に請求することができる。

2. 前項の規定において、著者が複数ある場合にあつては、事前に書面などをもって非外国居住者である審査料支払責任者が明記されている場合を除いて、当該共著者のうち、第 1 番目から数えて最初の非外国居住の著者を当該審査料支払責任者とみなす。

(前納の例外)

第7条 事務局長は、第2条の諸規定にかかわらず、当該審査料支払い責任者より、文書等をもって相当の理由と支払方法とを明示して当該審査料を後納したい旨の申し出があった場合には、本学会財務担当常任理事と協議し、これを許可することができる。

(一時預かりの投稿・発表論文等の処分)

第8条 一時預かりの取り扱いとなっている投稿・発表論文等の原稿等は、再度の請求にもかかわらず当該審査料が相当期間経過しても支払われない場合には、事務局長は理事会に諮りこれを処分する。

2. 事務局長は、前項に規定する処分がなされるまでの間もしくは当該投稿・発表論文にかかる審査が終了するまでの間、当該原稿等もしくはその写しを相当の注意をもって管理しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、一時預かりの取り扱いになっている当該投稿・発表論文の原稿等に発生した如何なる事故に対しても本学会は責めを負わない。

(細則)

第9条 投稿・発表論文等の審査料にかかわる事務取り扱い等に関する細則は、理事会の議を経て別に定める。

(改正)

第10条 この規程は、理事会の議を経て改正することができる。

(準用)

第11条 この規程は、審査規程第8条が準用される場合に準用する。

附則

(施行および適用開始)

この規程は制定と同時に施行し、平成15年度以降に印刷予定の『地域学研究』への投稿・発表論文ないし平成15年度以降に印刷予定で本則第11条が準用される出版物へ投稿された学術論文等からその適用を開始する。